

高松市立塩江中学校PTA規約

第一章 総則

- 第1条 本会は高松市立塩江中学校PTAと称する。
- 第2条 本会は、塩江中学校に籍を置く生徒の保護者と教職員（以下会員と呼ぶ）によって組織する。但し、本会への入会及び脱会は任意である。
- 第3条 本会の事務所は塩江中学校におく。

第二章 目的及び事業

- 第4条 本会は、民主的な方法によって、塩江中学校教育の推進に協力するとともに、会員相互の研修につとめることを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。
- 1 学校以外における生徒の生活向上をはかるための研究と援助に関すること。
 - 2 会員の教育に対する理解を一層深めるための事業に関すること。
 - 3 会員の研修に関すること、及びその援助に関すること。
 - 4 その他本会の目的を達成するために必要とみられること。
- 第6条 本会は、政治活動、宗教活動及び営利活動を行わない。

第三章 役員

- 第7条 本会は、次の役員をおく。
会長（1） 副会長（2） 書記（2） 会計（2） 監査（2）
母親委員（1） 交通安全母の会（1） 少年育成委員（1）
- 第8条 役員は、総会で会員中より選出し、その任期は1か年とする。再任は妨げない。
- 第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは、その仕事を代行する。
 - 3 書記は本会の庶務、会計は本会の会計にあたる。

第四章 委員会

- 第10条 本会は、次の委員会をもつ。
常任委員会
- 第11条 常任委員会は、本会の役員、校長、各専門委員会の委員長・副委員長・学級委員で構成する。
- 第12条 常任委員は、必要に応じて、会長が招集する。その仕事は次のとおりである。
- 1 総会に次ぐ最高機関である。
 - 2 総会の決議事項の運営
 - 3 事業の計画実行
 - 4 その他必要なことから

第 13 条 常任委員会は、その中に次の専門委員会をもち、それぞれの任務を分担する。

研修委員会・保健体育委員会・生活指導委員会

第 14 条 専門委員は、役員のおすすめできめられた各専門委員会の委員長・副委員長 2 名と、各学級委員で構成する。

第 五 章 総 会

第 15 条 総会は毎年 1 回 4 月に開く。臨時総会は、役員又は、会員の 3 分の 1 以上の要請によって、会長が招集する。

次のことがらは、総会で決める。

- 1 役員選出に関する事。
- 2 規約の変更に関する事。
- 3 予算の議決と決算の承認に関する事。
- 4 事業の報告に関する事。
- 5 その他必要な事。

第 16 条 総会における議事の決定は、次の通りとする。

- 1 総会の定足数は会員の 3 分の 1 とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 2 紙面での議事の提案は、会員の同意書をもって決することができる。同意書は、会員の 3 分の 1 以上収集することとし、収集された同意書の過半数の同意で決する。

第 六 章 会 計

第 17 条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

- 1 会費
- 2 事業費
- 3 雑収入

第 18 条 本会の会費は次のとおりとする。

- 1 会費は月額 300 円とする。

第 19 条 本会の会計年度は、毎月 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。監査委員は、総会において選出された 2 名をもって構成し、毎年度末及び臨時に会計を監査し、報告しなければならない。

第 七 章 規 約 改 正

第 20 条 本規約の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛同を得て、改正することができる。

付 則

第 1 条 本規約は、昭和 57 年 4 月 28 日より適用する。

第 2 条 本会は各学年団の保護者でもって、進路部会を構成し、進路に関する事について研修し協力する。

第 3 条 本規約は、平成 11 年 4 月 24 日より適用する。

第 4 条 本規約は、平成 20 年 4 月 26 日より適用する。

第 5 条 本規約は、平成 27 年 4 月 25 日より適用する。

第 6 条 本規約は、平成 29 年 4 月 22 日より適用する。

第 7 条 本規約は、令和 2 年 4 月 24 日より適用する。

第 8 条 本規約は、令和 4 年 4 月 23 日より適用する。

第 9 条 本規約は、令和 5 年 4 月 22 日より適用する。

高松市立塩江中学校教育活動支援会規約

第1条 本会は高松市立塩江中学校教育活動支援会と称し、事務所を中学校におく。

第2条 本会は次の事項を目的とする。

- 1 家庭、学校及び社会における生徒の福祉を増進する。
- 2 家庭と学校との関係を一層密にし、教育の振興に努める。
- 3 生徒の教育的環境の整備を図る。
- 4 部活動及びクラブ活動を援助し、その発展をはかる。

第3条 本会は第2条の目的達成のために学校の教育活動を全面的に支援する。

第4条 本会の会員は、塩江中学校の保護者ならびにこの会の趣旨に賛同するものを以て組織する。

第5条 本会の経費は会費と自発的な寄付金を以て支弁する。

会費の額については総会の承認を得なければならない。

第6条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第7条 本会の役員は次の通りとする。

- 1 会長（1名）
 - 2 副会長（2名）
 - 3 会計（2名）
 - 4 監査（2名）
- 役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第8条 役員を選任は次の通り行われる。

- 1 役員理事は学年PTAにおいて学級保護者の中より互選する。
- 2 会長、副会長、会計及び監査は、PTA本部役員と兼ねる。

第9条 役員職務は次の通りである。

- 1 会長はこの会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を行う。
- 3 会計は本会の全ての金銭の収支を正確に記録し、総会において決算報告をする。
- 4 監査は会計を監査する。

第10条 総会は毎年1回これを開催し、会計会務の承認決議並びに役員の変更を行う。なお必要に応じ臨時総会を開催することができる。

第11条 決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第12条 規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によりこれを行うことができる。

第13条 この会の会費は月700円とする。

第14条 この会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末に終わる。

付則 本規則は令和5年4月22日より適用する。